

環境と森づくりを考える税制懇話会（第2回）次第

日時：平成21年7月23日（木）
午後1時～

場所：県議会議事堂地下会議場

1 開 会

2 座長あいさつ

3 議 事

（1）論点整理

- ・ 企業・団体の森づくり活動の状況
- ・ 複数の財源による基金の設置

（2）新たな施策の展開方向について

- ・ 多様な公益的機能の維持増進を図る森づくり
- ・ 木材・木質バイオマスの利用促進
- ・ 社会全体で森林を支える仕組みづくり

（3）そ の 他

4 閉 会

《 配 付 資 料 》

次 第

席次表

資料1 論点整理表

資料2 今後の議事（予定）事項

資料3 企業・団体による森づくり活動の状況

資料4 複数の財源による基金の設置

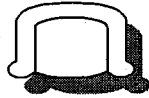
資料5 やまなしの森づくり・CO2吸収量認証制度等

資料6 新たな施策展開〈森林〉の考え方

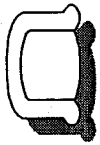
参考資料1 現地調査結果

環境と森づくりを考える税制懇話会第2回会議 席次表

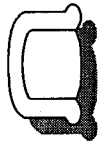
日高座長



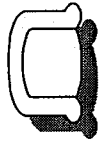
大村委員



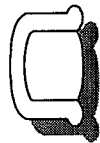
小沢委員



木平委員



三枝委員



曾根原委員



田中委員



仲澤委員



矢川委員



傍
聴
席

事 務 局

司会

第1回会議論点整理表

	意見	今後の対応
① 取り組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現実として手入れができていない。最低でも10年に1回は手入れをしなければ荒廃は更に進む。(矢川委員) ○ 森林の公益的機能はたくさんあるので、どこに重点を置くかはっきりさせた方がよい。(木平委員) ○ 森林に対する県民の期待は、災害防止、水源かん養、CO2吸収が大きい。CO2の問題は地域によって違い、山梨の場合には森林を守ることが大きい。(池上委員) ○ 先行県と同じである必要はない、施策ミックス、ファンドミックスの観点から検討することも必要。(曾根原委員) ○ 森林県の特性を生かし、カーボンオフセットを組み入れるなど新たな仕組みも考えたらどうか。(小沢委員) ○ 低炭素社会の実現に向けた取り組み、特に温暖化対策は、国の環境税の動向を踏まえる必要がある。(小沢委員) ○ 森林のどの機能を優先するか。議論の対象を森林保全だけにするか、もう少し広げるのか、政策の枠組みの入り方について議論する必要がある。(日高座長) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、森林の保全について、懇話会での検討を進める。 ○ 低炭素社会の実現に向けた取り組みのうち、カーボンオフセットや木質バイオマス利用等については、森林の保全の中で検討を行い、CO2の排出削減やグリーンエネルギーの利用促進等の施策については、県民アンケートの結果を踏まえ検討する。

	意見	今後の対応
② 検討の進め方	<p>○ ステップを踏んで検討していく必要。(池上委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存事業では十分か、不十分か。 ・ 仮に足りない点とすると、(財源を)どこから探すか。 ・ 他の歳出の削減ができるか、できないか。 ・ 財源として寄附等では不十分か。 ・ 税とすればどの方式がいいか。 <p>○ 次の視点での検討が必要(曾根原委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源規模 ・ 財源の種類(構成) ・ 運用方法 <p>○ いつまでに、誰が、どういうスケジュールで、どういうポリシーで、何をやるか、が重要。(大村委員)</p>	<p>○ 左記の意見を踏まえ、懇話会の議事を進行する。</p>
③ 資料作成	<p>○ 森づくりに関するビジョンを示し、これまでの実績を評価する必要がある。(田中委員)</p> <p>○ 企業の森活動に関する資料を提供して欲しい。(曾根原委員)</p> <p>○ CO2吸収のメカニズムについて、県民にわかりやすい資料を作成して欲しい。(木平委員)</p>	<p>○ 第2回会議に関係資料を提出。</p> <p>○ CO2吸収のメカニズムについて、一般向け説明資料を作成する。</p>
④ 県民理解の醸成	<p>○ 森林は想像している以上に荒廃している。森林の現状を県民に知らせる(情報発信)ことが必要。(仲澤委員)</p> <p>○ 税の用途を公募により県民から提案してもらおう方法も考えられる。(曾根原委員)</p> <p>○ 納税者の意識を高める機会を持たないと支持されにくい。税導入に向けては、もっと人の現場に出て行った方がいい。(木平委員)</p> <p>○ 企業も環境意識は高い。決めることは早く決めて市民に発信していくことが重要。(大村委員)</p>	<p>○ 今後予定する県民との意見交換会(4回)等を通じて、情報発信や県民の理解促進に努めていく。</p> <p>○ 県民の意識醸成、参加促進など社会全体で森づくりに支える仕組みづくりについて検討する。</p>

今後の議事（予定）事項

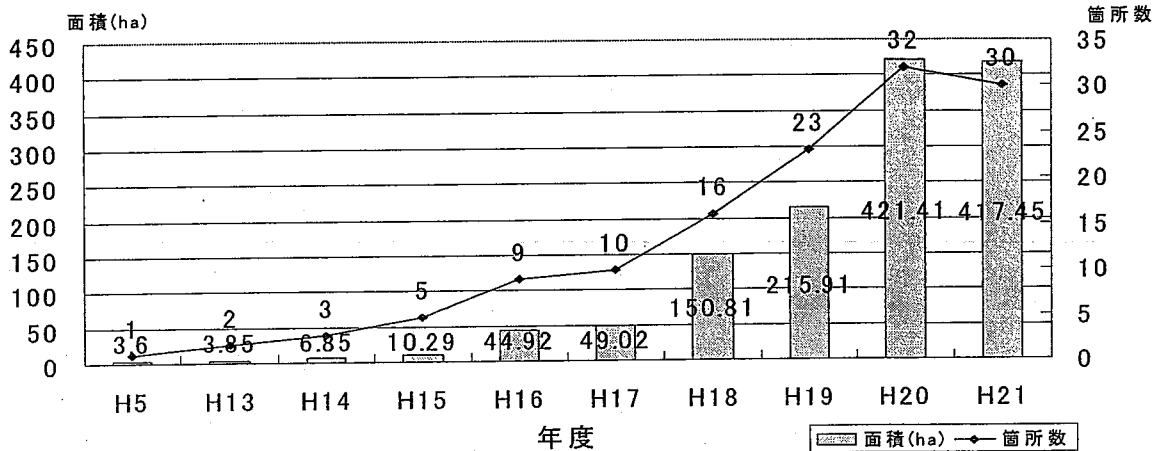
区分	内 容
第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱、趣旨説明 ・本県の森林等の現状と県の取り組みについて ・新たな森林、環境施策のあり方について ・その他
第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理（第1回） ・新たな施策の展開方向について〈森林〉 ・その他
第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理（第2回） ・アンケートの実施結果について ・新たな施策の展開方向について ・新税導入の必要性について ・県民参画の仕組みについて <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">中間整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな施策展開の方向、内容 ○新税導入の必要性 ○県民参画の仕組み など </div>
第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理（第3回） ・意見交換会の開催結果について ・新税導入の必要性について ・報告書骨子の検討
第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・論点整理（第4回） ・報告書案の検討

企業・団体による森づくり活動の状況

1 活動箇所数、協定面積

年度	H5	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
箇所数	1	2	3	5	9	10	16	23	32	30
面積(ha)	3.6	3.85	6.85	10.29	44.92	49.02	150.81	215.91	421.41	417.45

企業・団体の森づくり活動 箇所数・協定面積の推移



所有区分別 箇所数・協定面積

区分	箇所数	面積(ha)
国有林	3	8.61
県有林	5	55.01
市町村有林	12	113.68
財産区有林	4	189
私有林	6	51.15
うち社寺有林	4	45
うち私有林	2	6.15
合計	30	417.45

事業・コーディネート別の内訳

区分	箇所数	面積(ha)
やまなし森づくりコミッション	15	219.34
(財)オイスカ	7	78.13
県・環境保全林再整備事業	3	6.81
県・企業の森推進事業	3	69.27
国(林野庁関係)	2	6.6
(社)国土緑化推進機構	1	29

2 20年度の活動状況

○森づくり活動を実施している企業・団体（30）に対するアンケート調査結果

(1) 20年度活動面積

合計77.76ha 1箇所平均 2.78ha (28箇所)
2箇所は21年度以降に活動開始

(2) 活動内容

植栽、下刈り、枝打ち、間伐、道づくりなど

(3) 活動の目的

※自由記載、複数回答

目的	数	割合	備考
CSR	17	48.6%	
ボランティア活動	1	2.9	
社員教育、授業の一環	4	11.4	
意識啓発	2	5.7	
森林・環境保全	4	11.4	
水源涵養	4	11.4	
温暖化防止	1	2.9	
その他	2	5.7	周年行事、地元や森への想い
計	35	100.0	

(4) 地域との交流

あり 19企業・団体

作業を通じた交流、交流会の開催、地元イベントへの参加など

企業・団体の森づくり活動一覧

H21.5月末現在

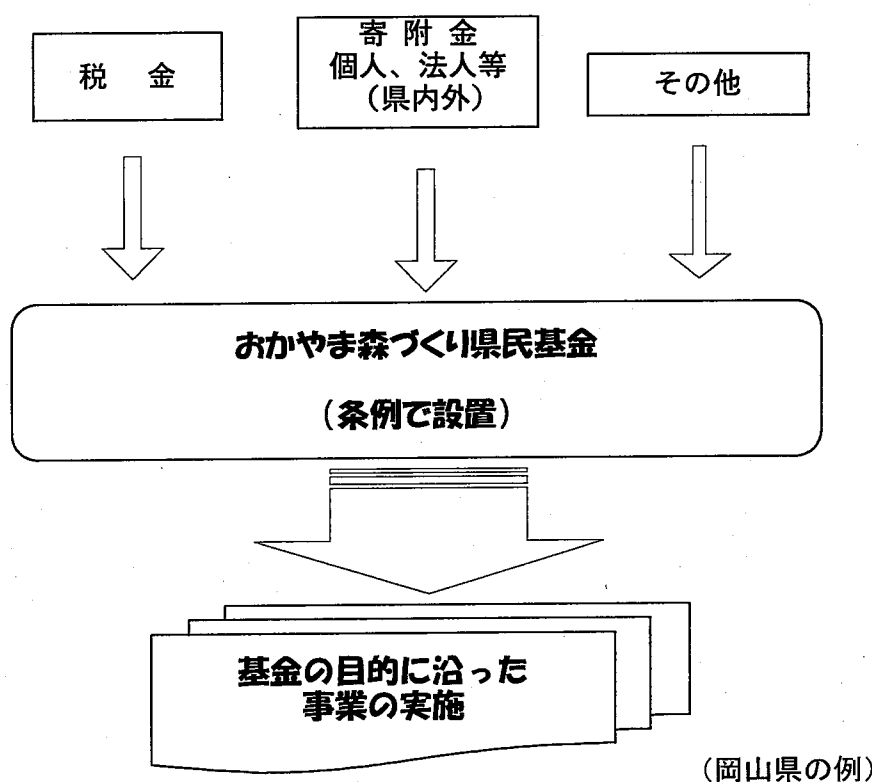
番号	企業名	活動期間	活動市町村	所有区分	協定面積(ha)	活動内容	コーディネーター(事業名)
1	サントリー(株)白州蒸留所水工場	H15.8-H18.3 H18.4-H22.3	北杜市	県有林	0.44	下刈り、除伐等	県(環境保全林再整備)
2	生活協同組合市民生協山梨※	H16.8-H19.3	南巨摩郡 増穂町	県有林	2.87	下刈り、除伐等	県(環境保全林再整備)
3	富士急行(株)	H17.9-H20.3 H20.8-H23.8	南都留郡 西桂町	町有林	1.90	下刈り、除伐等	県(環境保全林再整備) やまなし森づくりコミッション
4	NTTドコモ山梨支店	H14-H73	甲府市	国有林	3.00	下刈り、間伐	国(法人の森)
5	(財)ニッセイ緑の財団	H5-H60	南巨摩郡 南部町	国有林	3.60	植栽・除伐等	国有林
6	サントリー(株)	H16-H25	北杜市	社寺有林	29.00	除伐・間伐等	国土緑化推進機構(緑の募金)
7	ダイドードリンコ甲信支店※	H16-H21	韮崎市	財産区有林	1.96	植栽・下刈り等	山梨県緑化推進機構(緑の募金)
8	本田技研工業(株)	H17-H23	北都留郡 小菅村	村有林	3.00	植栽・下刈り等	(財)オイスカ
9	東京電力労働組合東京総支部 ※	H13-H18	南都留郡 富士河口湖町	財産区有林	0.25	植栽・下刈り等	(財)オイスカ
10	日本軽金属(株)※	H16	南巨摩郡 早川町	私有林	0.80	間伐	県(地域振興局事業)
11	(財)オイスカ(協賛:オルビス (株))	H12-	甲府市	県有林	3.00	植栽・下刈り	(財)オイスカ
12	日本たばこ産業(株)	H18-H22	北都留郡 小菅村	村有林	13.00	植栽・下刈り等	全国森林組合連合会
13	(株)サミット	H18-H22	北都留郡 丹波山村	村有林	15.42	植栽・下刈り・間伐	(財)オイスカ
14	ライオン(株)	H18-H22	山梨市	市有林	64.57	除伐・間伐等	県(企業の森)
15	グロリアガス(株)関東支社ヤマ ビ事業本部	H18.7-H21.3 H21.4-H24.3	笛吹市	市有林	5.80	下刈り・除伐等	県(環境保全林再整備)
16	三菱自動車工業(株)	H18.12-H25.11	南巨摩郡 早川町	財産区有林	3.00	植栽・下刈り等	県・(財)オイスカ(企業の森)
17	(株)エーエヌエーインターコンチネ タルホテル東京	H19-H22	甲府市	国有林	2.01	植栽・下刈り等	(財)オイスカ
18	シーズクリエイティブ(株)※	H19.3-H21	北杜市	財産区有林	2.00	植栽・下刈り等	県(企業の森)
19	(財)オイスカ(協賛:鈴建興業(株) ほか9社)	H19-H28	南都留郡 鳴沢村	県有林	50.00	植栽・下刈り等	(財)オイスカ
20	(株)オギノ	H19.6-H26.3	甲府市	私有林	1.70	植栽・下刈り等	県・(財)オイスカ(企業の森)
21	リコー販売(株)山梨支社	H19.8-H22.3	韮崎市	県有林	0.57	植栽・下刈り等	県(環境保全林再整備)
22	キューピー(株)	H19.9-H24.9	富士吉田市	市有林	0.53	下刈り・除伐等	やまなし森づくりコミッション (NPO富士に学ぶ会)
23	(株)東急ホテルズ	H20.4-H26.3	北都留郡 丹波山村	村有林	2.00	植栽・下刈り等	やまなし森づくりコミッション (財)オイスカ
24	(株)ミツウロコ	H20.4-H25.3	南都留郡 鳴沢村	村有林	6.00	除伐・間伐等	やまなし森づくりコミッション
25	(株)アクティオ	H20.4-H23.3	笛吹市	社寺有林	3.00	植栽・間伐等	やまなし森づくりコミッション
26	電機連合・山梨地方協議会	H20.4-H25.3	北杜市	市有林	0.41	植栽・下刈り等	やまなし森づくりコミッション
27	甲府信用金庫	H20.4-H25.3	韮崎市	県有林(植樹 貸地)	1.00	植栽・下刈り等	やまなし森づくりコミッション
28	(株)ECナビ	H20.4-H25.3	甲州市	財産区有林	5.00	植栽・間伐等	やまなし森づくりコミッション
29	鈴建興業(株)	H20.6-H25.3	笛吹市	社寺有林	10.00	植栽・間伐等	やまなし森づくりコミッション
30	(株)はくばく	H20.6-H25.3	南巨摩郡 増穂町	町有林	-	町内のボランティア 活動支援	やまなし森づくりコミッション (ますほ21世紀森づくりの会)
31	NPO法人環境リレーションズ	H20.7-H30.7	甲府市	私有林	4.45	植栽・下刈り等	やまなし森づくりコミッション
32	都留文科大学	H20.4-H21.3 H21.4-H22.3	都留市	市有林	1.05	植栽・下刈り・間伐、 歩道整備等	やまなし森づくりコミッション
33	サントリー(株)	H20.10-H50.10	北杜市	財産区有林 外	180.00	間伐、枝打ち、作業 道開設等	やまなし森づくりコミッション
34	甲斐日産自動車(株)	H21.1-H24.3	笛吹市	社寺有林	3.00	植栽・間伐等	やまなし森づくりコミッション
35	(株)ITレボリューション	H21.2-H26.3	山梨市	財産区有林	1.00	植栽・間伐等	やまなし森づくりコミッション
	合計(35箇所) ※は終了箇所				425.33		
	合計(活動中=30箇所)				417.45		

複数の財源による基金の設置

税や寄附金等の複数の財源を合わせて、必要な事業を実施できる制度として、基金制度がある。

既に森林環境税を導入している30県のうち28県では、徴収した森林環境税の使い道を明らかにするため、新たに基金を設置し、基金を取り崩しながら事業を実施しており、税以外に寄附金を、基金に積み立てる財源としている例もある。

《基金制度による事業実施の例》



やまなしの森づくり・CO₂吸収量認証制度

1 山梨県地球温暖化対策条例の制定 (H20.12)

(1) 森林の保全及び整備等に関する地球温暖化対策

① 森林の保全及び整備の推進等 (第15条)

事業者、県民及び環境保全活動団体は、森林の持つ温室効果ガスの吸収作用に関する理解を深めるとともに、連携して、森林の適切な保全及び、整備並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

② 温室効果ガスの吸収の量の認証 (第16条)

知事は、事業者、環境保全活動団体その他の知事が定めるものが県内の森林の適切な整備を行った場合には、知事が定めるところにより、当該整備による温室効果ガスの吸収の量を認証することができる。

2 やまなしの森づくり・CO₂吸収量認証制度の創設 (H21.4)

(1) 趣旨

県内で森づくり活動を行う企業、団体の森づくり活動によるCO₂吸収量を認証することにより、企業、団体の森づくりへの参加を促進するとともに、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とする。

(2) 制度の概要

資料 別紙

森づくり活動の評価による「企業の森」の推進について

- 企業のCSR活動としての森づくりへの関心の高まりを背景に、県内では30箇所の企業、団体の森が設定されている。(H21.6月末現在)
 - 県では、H18に企業の森推進事業、H19からは「やまなし森づくりコミッション」の設立、活動支援等により企業の森を推進している。(H18以降に設置された企業の森＝24箇所)
 - 企業の支援により森林を整備することで、
 - ・ 森林所有者＝資金、人手不足により手入れができない森林の整備
 - ・ 県、市町村＝地球温暖化防止、水源かん養、県土保全等、森林のもつ公益的機能の確保
 - ・ 地域＝森林組合等への作業委託による就労の場の確保や企業との交流による地域活性化
 - ・ 企業＝企業イメージのアップ、広告宣伝、社員の環境教育、研修の場として活用
- など、それぞれにメリットがあることから、他県においても積極的に取り組みを進めている。
- 今後、県内の企業の森を一層促進していくため、本県独自の評価・認証制度を検討した。

「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」の概要

趣旨

- 県内で森づくり活動を行う企業、団体の森づくり活動によるCO₂吸収量を認証することにより、
- 企業、団体の森づくりへの参加を促進する。
 - より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とする。

認証対象者

- 認証対象者は、森林所有者と森林整備に関する協定等を締結し県内で森づくり活動を行う企業、団体

認証対象事業

- 認証対象となる事業は、協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等

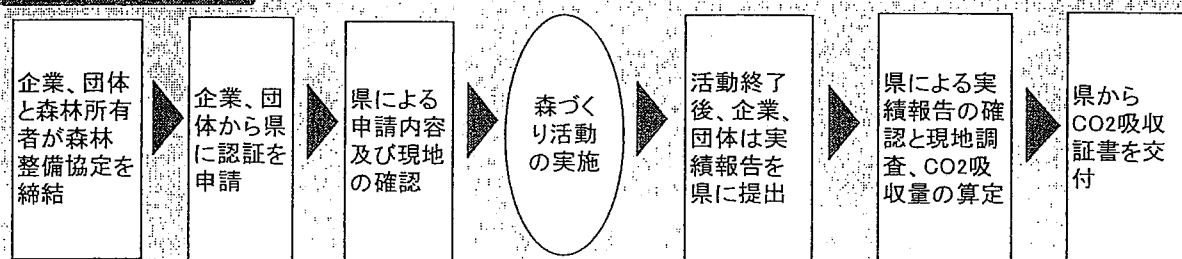
認証対象森林及び面積

- 認証対象森林は、対象者による森づくり活動が行われている森林
- 対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積

認証の期間

- 認証は1年間の吸収量について行う。

認証の手続き等



CO2吸収量の算定

■ 認証するCO2の吸収量は、蓄積変化法により算定する。

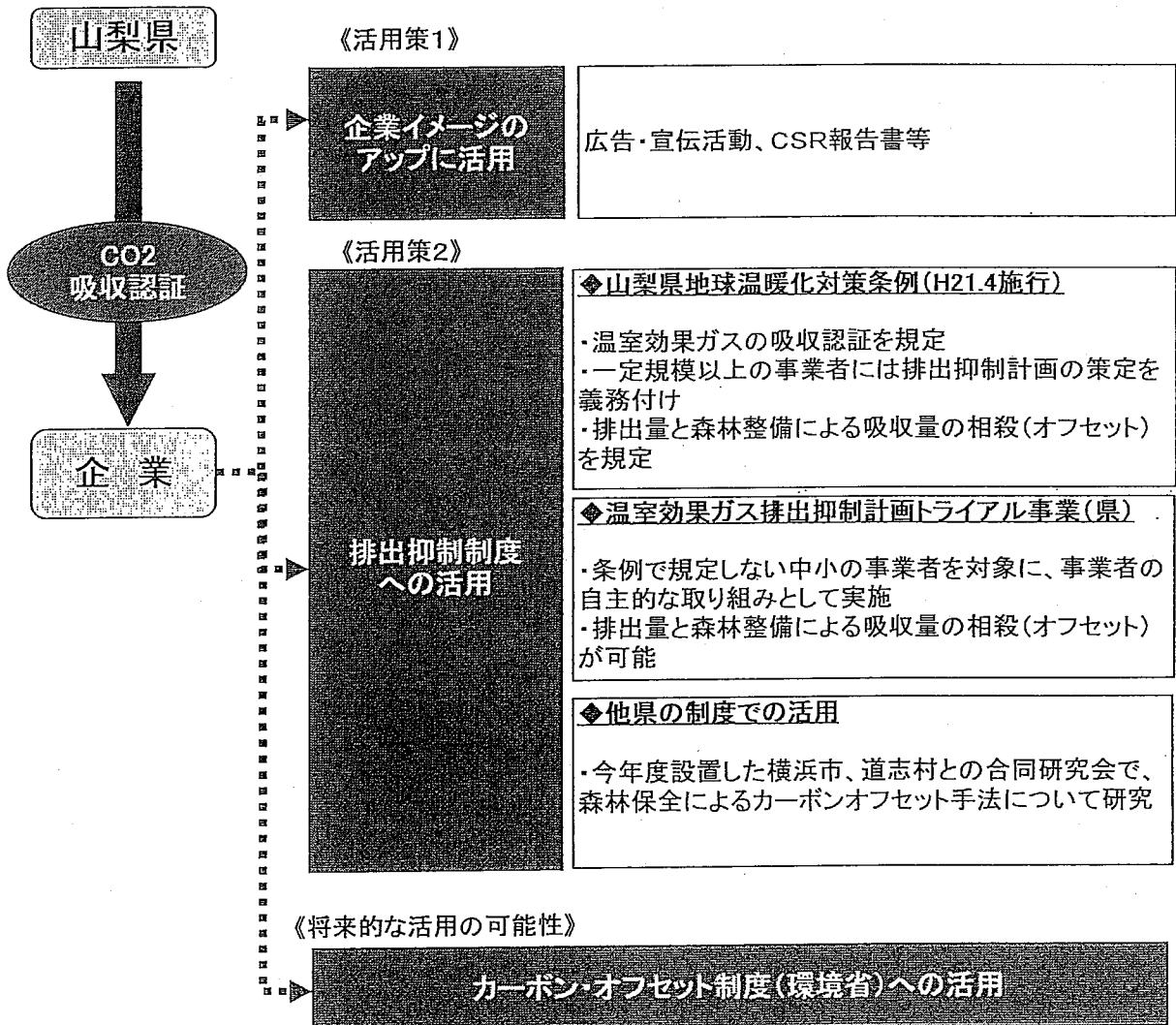
証書の交付

- 証書には、対象者、対象森林、対象事業、対象面積、実施期間、CO2吸収量を記載
- 交付された証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。
- 証書の発行手数料は無料

広告・宣伝への利用

- 証書の内容は広報宣伝活動に利用することが可能
- 他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することは可能

※ 認証の活用について



新たな施策展開〈森林〉の考え方

1 取り組みの状況

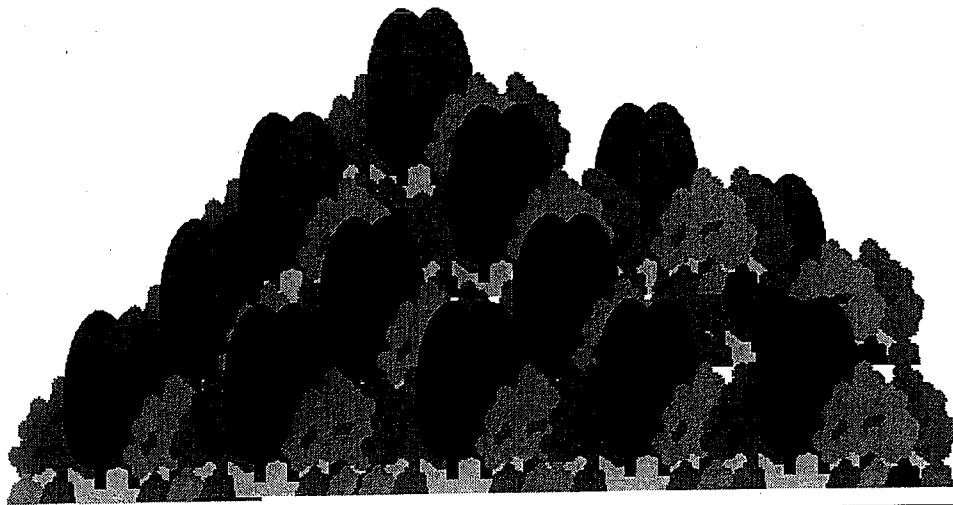
1 望ましい森林の姿

(県森林・林業基本計画)

	(千ha)	
○水と土壌を保全する森林 (61%)	208	
┌ ダム上流など水源を守る森林	24	
└ 県土を守り、水を育む森林	184	
○森林と人が共生する森林 (17%)	59	
┌ 森林の生態系を守る森林	44	
└ ふれあいの場として利用する森林	15	
○木材資源を循環利用する森林 (22%)	76	(21 世紀中頃の状態)

水と土壌を保全する森林

天然林では、保全管理が適切に行われ、樹種や木の年齢、樹高が異なる樹木により構成された複層林になっています。
人工林は、多様な森林整備が進み、適度に天然生の広葉樹が混じり、高木の針葉樹は百年生の立派な大木となった森林が広がっています。



森林と人が共生する森林

動植物の生息、生育に適している森林では、多様な森林生態系が保全されるよう、適切な保存措置が図られています。
自然とのふれあいを図る森林では、遊歩道等が整備され、広葉樹と針葉樹が混じり合い優れた景観を作りだしている。

木材資源を循環利用する森林

ヒノキ、スギの人工林は、木材生産を主体に持続的な経営が行われています。
比較的標高の高い地域のカラマツ、アカマツの人工林は、天然性の広葉樹が適度に混じった育成複層林が形成されています。

2 望ましい森林の姿を実現するための取り組み

望ましい森林の姿を実現していくためには、樹木の生長に合わせ、長期的展望にたった森林整備を進めていく必要がある。

このような観点から、森林の有するさまざまな機能を高度に発揮させ、健全な森林を次の世代に引き継いでいくため、森林の区分に応じた適切な整備、保全を図ることとしている。



整備の方向

水と土壌を保全する森林

高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小、長伐期施業、複層林施業の促進

森林と人が共生する森林

原生的な森林や自然環境の保全上重要な森林は、自然の推移に委ねることを基本とした適切な保安全管理

観光地や果樹地帯、主要道路周辺等の森林は、景観をより美しく演出することを基本とした森林の整備及び管理

木材資源を循環利用する森林

充実しつつある人工林資源を循環利用することを基本とした利用間伐や長伐期施業の促進

治山対策

- ・ 荒廃森林を、植栽、本数調整伐等により複層状態の森林に誘導
- ・ 保安林の指定など、公的関与による整備推進
- ・ 貴重な野生動植物の生息や環境に配慮した工法の導入

共通的取り組み

- ・ 松くい虫等防除の重点的实施と発生予防対策の推進
- ・ 地球温暖化防止を目指した、多様な森林の整備や保安林等の適切な管理・保全
- ・ 溪流や河川、尾根筋等の森林を保全、整備し、生物多様性の保全に寄与



主な取り組みと課題

森林の整備

○森林所有者等が行う植栽、間伐等の森林整備を支援する。

- ・造林事業、松くい虫防除対策

○水源かん養等公益的機能を高度に発揮させるため、手入れ不足により荒廃した私有林を、所有者の負担なしに間伐を実施する。

- ・環境公益林の整備推進

○水源のかん養、山地災害の防止を図るため、保安林の整備を推進する。

- ・植栽、本数調整伐など保安林の改良、保育

○間伐等効率的な森林整備を実施するために必要な簡易作業路の整備を支援する。

- ・間伐等森林整備の低コスト化の推進

○企業や団体など県民総参加による森づくり活動を促進、支援する。

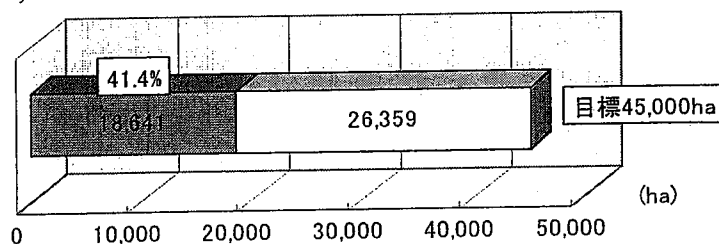
- ・やまなし森づくりコミッションを通じた情報提供、活動の支援

(以下「※」は、やまなし森林・林業基本計画における目標値)

☐ 間伐実施面積※

目標 45,000ha (H16-H25)

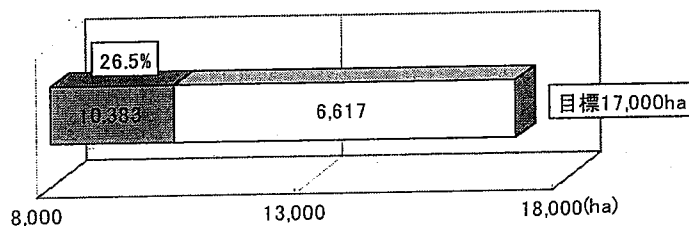
現状 18,641ha (H19 現在)



☐ 育成複層林面積※

目標 累計 8,000ha(H16)→17,000ha (H25)

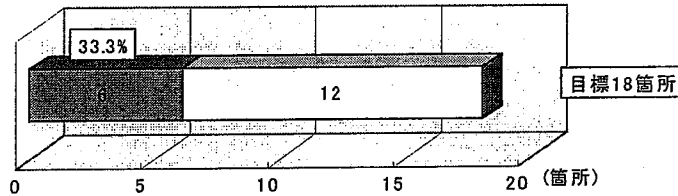
現状 // 10,383ha (H19)



☐ 溪畔林の整備箇所数※

目標 累計 18 箇所 (H16-H25 累計)

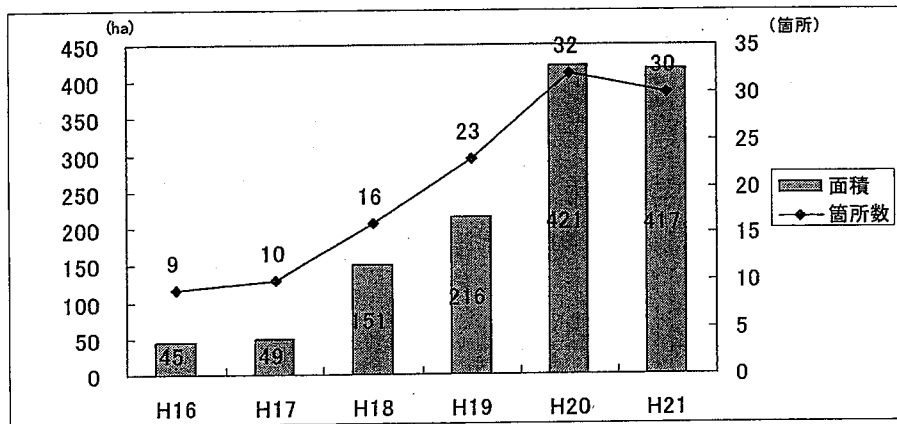
現状 " 6 箇所 (H16-H19)



☐ 企業、団体による森林整備活動量 [緑化計画]

目標 2 箇所(H15)→ 20 箇所(H25)

現状 30 箇所 [活動中]



課 題

- 既存の制度だけでは森林所有者の経済的負担が大きく、適切な手入れをすることができない等の理由により、荒廃した森林が増加している。
- 里山においては、藪化や竹の侵入等の荒廃、野生獣害等の問題が発生している。

H18年度調査結果

調査面積	荒廃面積	荒廃率	備考
36,865ha	16,025ha	43%	県内の私有人工林(保安林、資源の循環利用林を除く)

桂川・相模川流域私有林現況調査結果(H19-20)

調査面積	荒廃面積	荒廃率	備考
20,855ha	12,337ha	59%	桂川・相模川流域の私有林(会社有林、法人有林、個人有林等)のうち人工林

林業・木材産業の振興、森林資源の利用促進

○林業経営規模の拡大、生産性の向上、担い手の育成・確保など効率的、安定的経営の実現に向けた取り組みを推進する。

- ・担い手確保対策の推進（新規就労者の参入促進、森林組合の指導・育成等）

○県外を含めた広域流通対策や販売促進活動の推進、需給情報の分析、提供等により、県産材の需要拡大と安定供給を促進する。

- ・県産材PRフェアの開催、販売促進活動への支援
- ・流域木材安定供給協議会等の設置



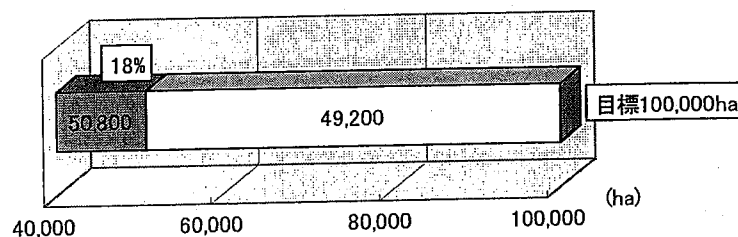
○県産材の地産地消を推進する。

- ・住宅新築に対する県産柱材の贈呈（45戸/年）
- ・優れた甲斐の木づくり活動推進（甲斐の木活用アドバイザー等事業者が連携して行うイベントやPR活動に対する支援）

☐ 森林施業計画認定面積※

目標 40,000ha(H16)→100,000ha (H25)

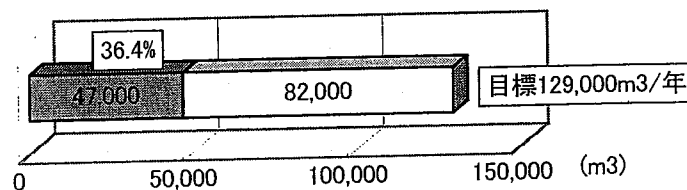
現状 50,800ha(H19)



☐ 県内年間製材加工量※

目標 129,000m³/年 (H25)

現状 47,000m³/年 (H19)



課題

- 日常生活における木材、木製品等の利用を促進し、県産木材の需要拡大を図る必要がある。
- 再生可能エネルギーとして期待されている木質バイオマスの利活用を促進する必要がある。

森林・環境保全意識の啓発と活動参加の促進

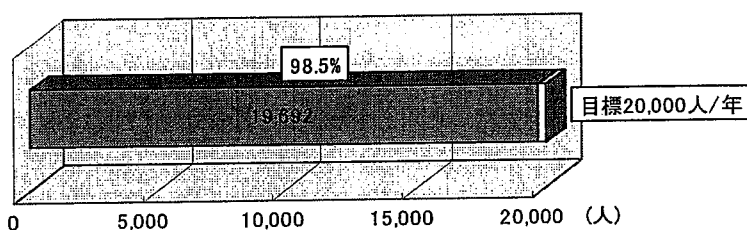
○森林・林業について、効果的な普及活動を実施する。

- ・「森の教室」の推進
- ・学校林を活用した森林環境教育の推進
- ・県民、事業者、ボランティア・NPO等との協働による活動の促進

㊦「森の教室」参加者数※

目標 20,000 人/年

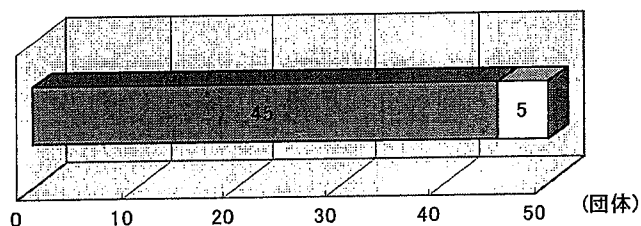
現状 19,692 人/年(H19)



㊦ 森林ボランティア団体数※

目標 18 団体(H14)→ 50 団体(H25)

現状 45 団体(H19)



課題

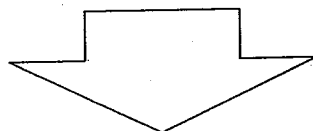
- 県民すべてに、森林の現状を理解してもらうとともに、主体的な参画を促進するための情報の発信や普及啓発活動を充実する必要がある。
- これまでの森林ボランティア活動や企業の森活動の実施状況等も踏まえ、社会全体で森林を支える仕組みを構築する必要がある。

II 新たな施策の展開方向について（森林の保全）

1 基本的な考え方

<現状認識>

- 県土の約8割を占める森林はこれまで、主として林業経営を通じて整備・保全されてきたが、現状では、林業の不振や担い手の不足等により間伐等の手入れが十分に行うことができず、放置されたままの森林が増加している。
- 一方、県内森林の約4割を占める人工林は、戦後植栽された森林を中心に木材資源として利用可能な状態になりつつある。
- 森林を適切に管理していくためには、持続可能な森林経営への再生が不可欠であるが、現在の社会経済状況においては、早期の再生を図っていくことは難しく、このままでは森林の有する公益的機能が低下していくことが懸念される。
- 本県では、平成21年3月に策定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」において、平成24年度の二酸化炭素排出量を国の目標値より高い15.9%の削減(1990年比)を目指すこととしており、特に、森林の有する二酸化炭素の吸収機能の発揮が大きく期待されている。



(新たな取り組みの必要性)

- 多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐためには、森林は県民共有の財産であるとの認識のもと環境保全を基軸とした新たな森づくりを推進する必要がある。
- こうした取り組みを通じて、低炭素社会への転換に積極的に貢献し、森林県やまなしにふさわしい持続可能な社会の実現を図っていく必要がある。

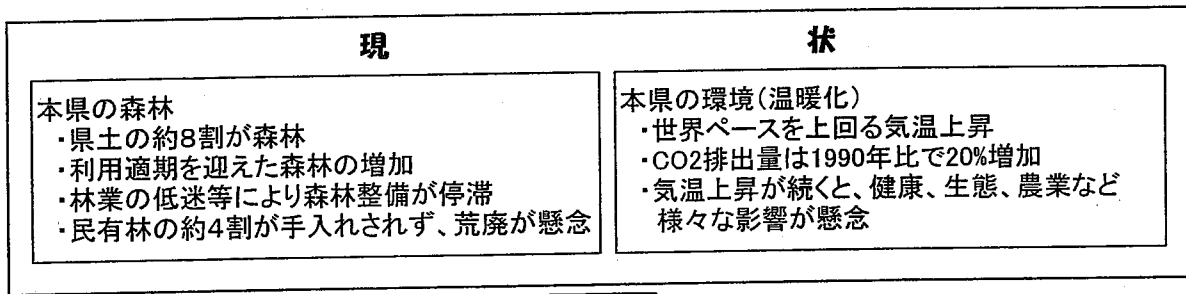
2 今後の森づくりの方向性

森林の有する公益的機能を維持していく上で、木材の生産活動を通じた森林整備は今後も大きな役割を担っていくことが求められており、引き続き、採算性の向上や担い手の確保など、林業生産活動の活発化に向けた取り組みを推進していく。

その上で、本県の豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、現状の荒廃した森林の解消を図ることはもとより、県内すべての森林が適切に管理され、森林の有する公益的機能を将来にわたって持続的に発揮することができるよう、これまでの取り組みに加え、環境保全を基軸とした健全な森づくりを推進し、「望ましい森林の姿」の実現を目指す。

- ・ 森林荒廃を解消するとともに、持続可能な森林保全の枠組みを構築する。
- ・ 木材や木質バイオマスなど、森林資源の循環利用を促進することによって、森林整備の促進を図る。
- ・ 県民の理解と協力のもと、社会全体で森づくりを支える仕組みを構築する。

新たな森林施策展開のイメージ



- より環境保全に重点をおいた森づくりや、社会全体で支える仕組みづくりが必要
- 企業や県民等が一体となって、低炭素社会への転換に取り組む必要



新たな施策展開の考え方
多様な公益的機能を有する森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、低炭素社会の実現に向けた総合的な取り組みを一層推進していく。

○森林の整備・保全を先送りすることなく、健全な森林を次の世代に引き継いでいく。
○森林を守り、育てることにより、森林県やまなしにふさわしい低炭素社会を実現していく。

多様な公益的機能の維持、増進を図る森づくり

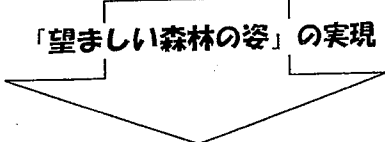
- ・森林荒廃を解消するとともに、持続可能な森林保全の枠組みを構築

木材・木質バイオマスの利用促進

- ・木材や木質バイオマスなど、森林資源の循環利用を促進することによって、森林整備を促進

社会全体で森林を支える仕組みづくり

- ・県民の理解と協力のもと、ボランティア・NPO、企業、森林・林業関係者、行政など多様な主体による森づくりを推進

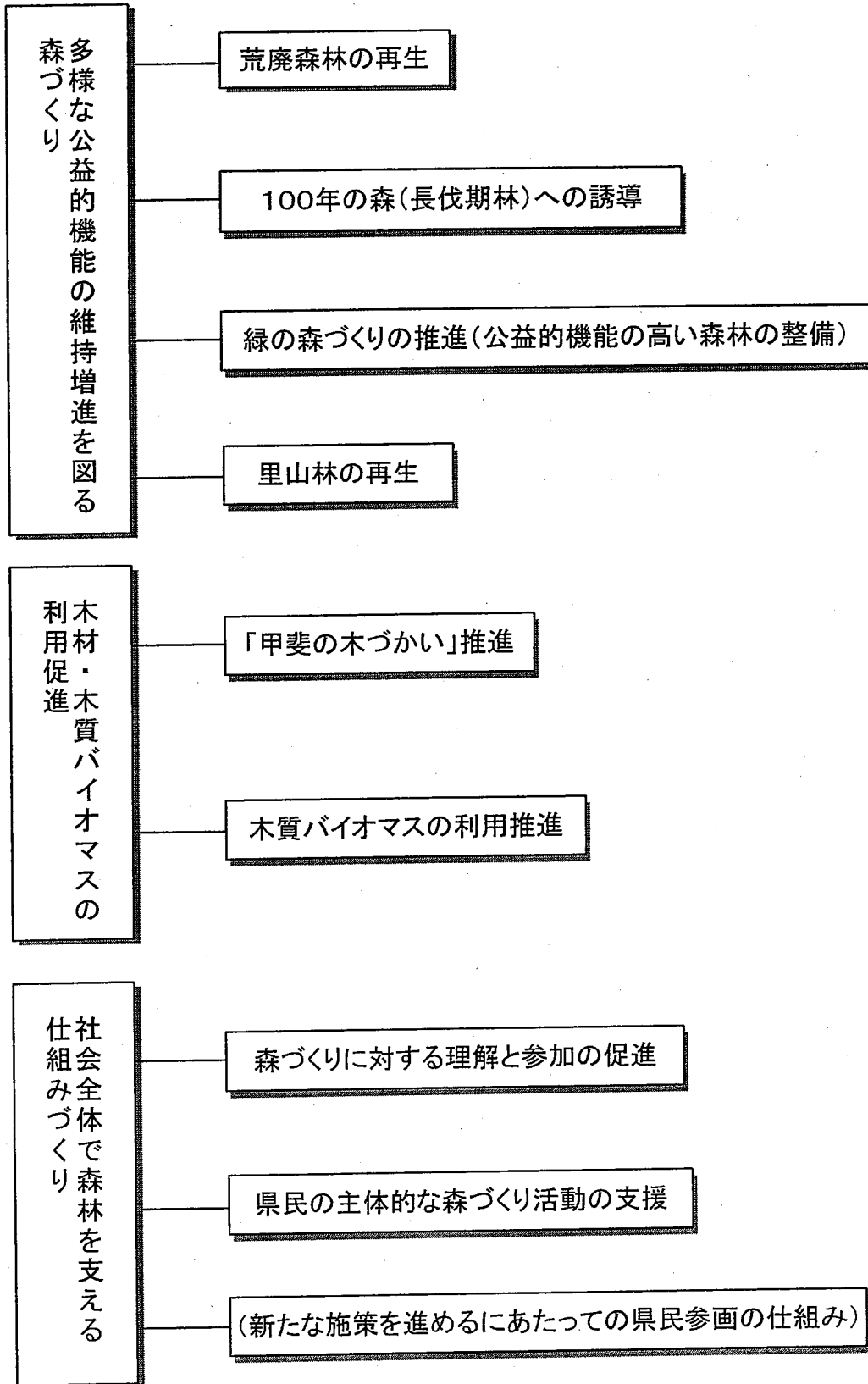


森林の多様な公益的機能の発揮

持続可能な社会の実現へ

展開の方向

取り組み項目



3 具体的な取組み

1 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

○荒廃森林の再生

(目的)

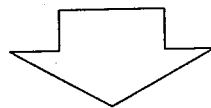
長期に放置され今後も林業として成り立つ見込のない荒廃した森林を、自然の力で維持していくことができる森林として再生する。

(事業内容)

荒廃している人工林を対象に、公的関与により、強度の間伐を繰り返すことにより、広葉樹の侵入を促進し、針葉樹と広葉樹が適度に入り交じった自然に近い森林として再生する。



過密化により荒廃した人工林



針葉樹と広葉樹から構成された天然林に近い森

○100年の森（長伐期林）への誘導

（目的）

伐採適期に達している人工林のうち公益的機能の低下が懸念される森林の維持・回復を図るとともに、公益的機能を持続的に発揮することができる長伐期林に誘導していく。

（事業内容）

伐期に達している人工林を対象に、高齢級の間伐整備を支援することにより、70～80年生以上の大径木を中心としたバランスのとれた林齢構成の森林へ転換する。



長伐期林施業により整備された森林

○緑の森づくりの推進（未整備保安林の整備）

（目的）

森林のもつ公益的機能を高度に発揮することが求められる保安林のうち、国の補助事業の対象外であるなどの理由のより、整備が行き届いていない保安林の機能回復を図る。

（事業内容）

林内が過密化することなどにより下草が消滅し、土砂流出等のおそれがある保安林（補助制度の対象外）を対象に、本数調整等の施業を実施し、早期の植生回復を図る。



下層植生が回復した健全な森

○里山の再生

(目的)

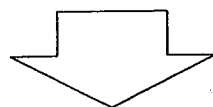
長期間放置され藪化や竹の繁茂等により荒廃した里山林を整備し、身近な自然とふれあうことができる学習や憩いの場、生物多様性の保全や野生鳥獣との棲み分けなど多様な公益的機能の発揮を促進する。

(事業内容)

地域や住民生活に密着した里山で長期間放置されている森林を対象に、市町村や住民など地域の力による提案型整備を実施することにより、地域の特性に合った里山の再生を図る。



手が入らず藪化した里山林



整備された里山林

※ これらの施策の実効性を確保し、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図っていくためには、森林整備後の伐採や転用の禁止など、森林所有者の権限を制限するなどの仕組みが必要である。

2 木材・木質バイオマスの利用促進

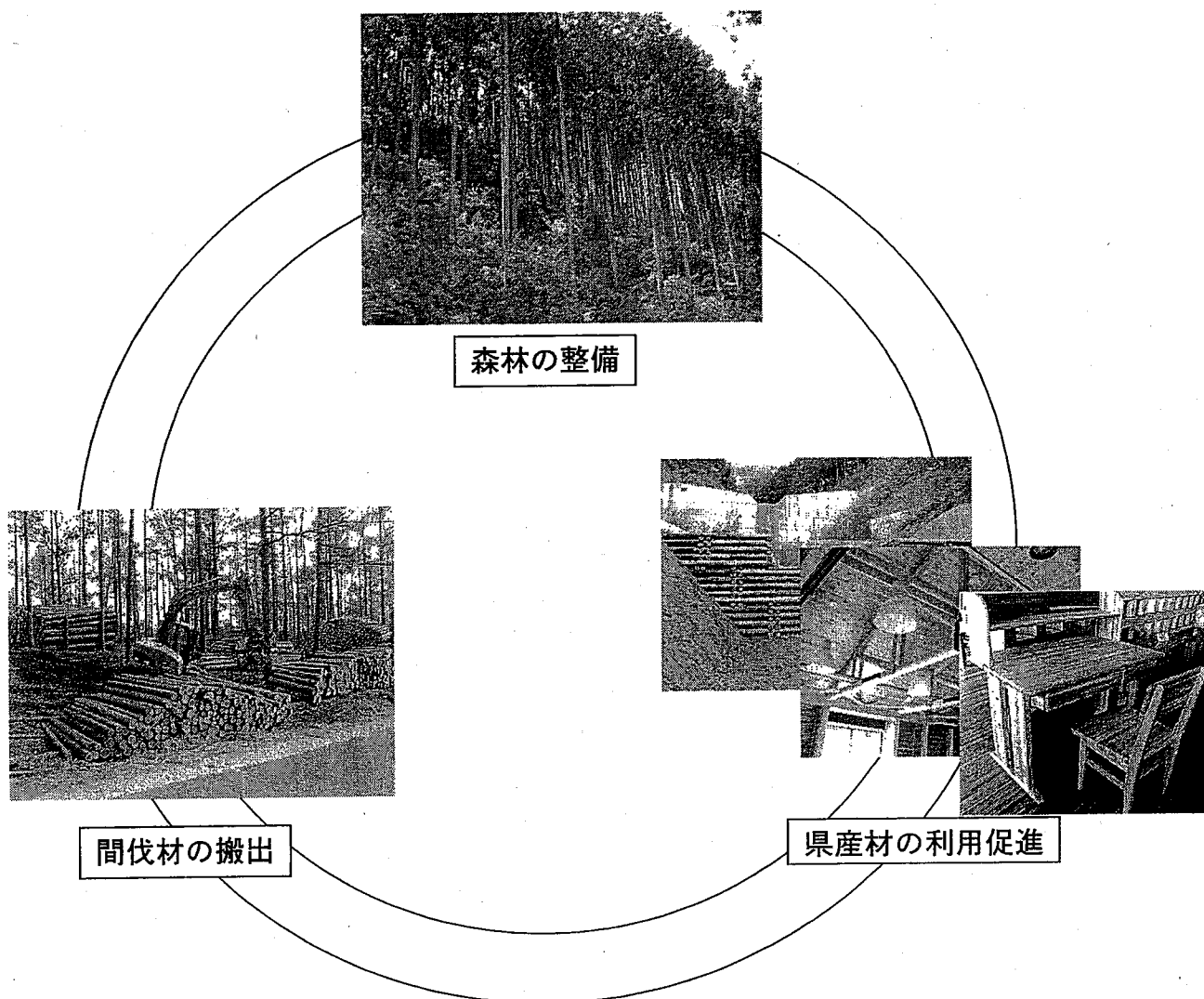
○「甲斐の木づかい」推進

(目的)

県産木材を広くPRし、県民が木の良さを実感できる環境づくりを進めていくことにより、県産材の需要拡大を促進し、木材利用と森林管理の好循環につなげていく。

(事業内容)

学校や公共施設での県産木材（間伐材を含む。）の利用促進や住宅への普及及び、県産木材を使用した木製品の利用等を促進する。



○木質バイオマスの利用促進

(目的)

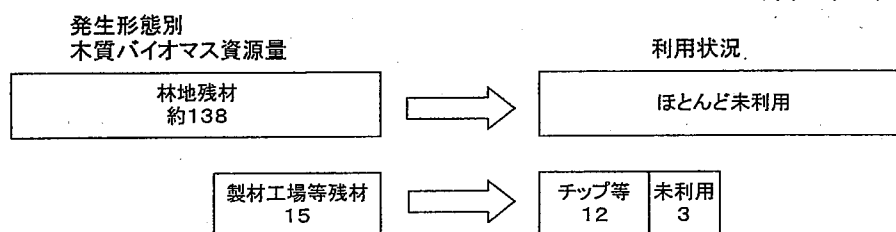
間伐したものの森林の中に残され活用されていない木材（林地残材）や製材時に発生する端材等の木質バイオマスの活用を促進することによって、森林資源の有効利用を図り、森林整備の促進につなげていく。

(事業内容)

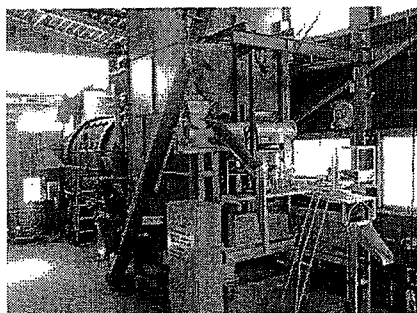
採算性等の理由により林内に放置されたままの木材を搬出し、木質バイオマスとしての利用促進を図るとともに、木質バイオマスを積極的に活用する取り組みに対し、支援する。

木質バイオマスの発生量と利用状況(推計)

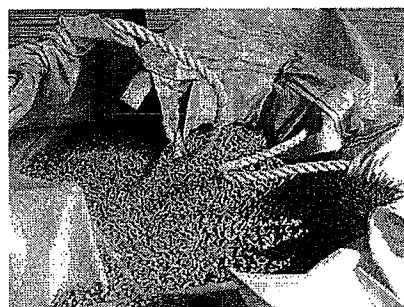
(単位:千m3)



注: 林地残材は、平成20年度 山梨県林業統計書、伐採届け等からの推計
製材工場等残材は、平成20年度 山梨県林業統計書からの推計



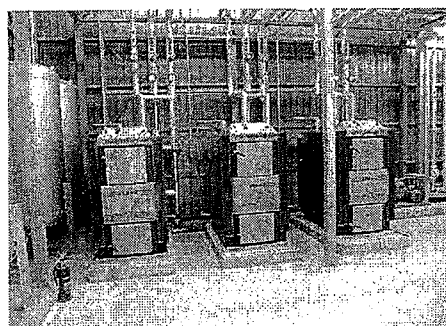
(例) 木質ペレット生産施設



(例) 生産された木質ペレット



(例) ペレットストーブ



(例) 薪を燃料とするボイラー

※ 木質ペレットとは、間伐材や製材時の端材等を細かい顆粒状まで碎き、それを圧縮して棒状に固めて成形したもの。

3 社会全体で森林を支える仕組みづくり

○森づくりに対する理解と参加の促進

(目的)

森林の果たしている役割や現状を県民に理解してもらうとともに、ボランティア活動をはじめ様々な形での森づくり活動への参加促進を図る。

(事業内容)

森林に関する普及啓発や、森づくり活動などの情報提供、森林環境教育等を推進することにより、県民共有財産であるとの意識醸成と森づくり活動への参加促進を図る。

○県民の主体的な森づくり活動の支援

(目的)

ボランティアやNPOなど県民の主体的な取り組みを支援することにより、森林を守り育てる地域の力を高めて行くとともに、県民が森づくり活動に参加できる機会を増やす。

(事業内容)

地域の特性や課題等を踏まえ、県民自らが発案した森づくりや県産木材の利活用を促進するなどの取り組み、ボランティア・NPOや地域住民などが主体となって実施する森林の整備や森林環境教育などの取り組みに対して支援する。



環境と森づくりを考える税制懇話会 現地調査結果

1 日 時

平成21年6月15日(月) 午後1時00分から5時00分

2 場 所

- ①視察 南アルプス市上市之瀬地内の民有林
- ②意見交換 県産材供給中央拠点「木の国サイト」情報館(南アルプス市)

3 出席者(敬称略)

- [委員] 小沢典夫、木平勇吉、三枝悦夫、曾根原久司、田中美津江、仲澤早苗、
矢川満
- [林業関係者] 佐藤壽(大月市森林組合)、中田無双(北都留森林組合)、藤原正志(有限
会社藤原造林)、河野東(有限会社東林業)、藤原弘幸(有限会社藤原林業)
弦間和仁(有限会社弦間林業)、伊藤力(中央森林組合)

4 主な意見(意見交換)

- ・ 所有規模が小面積なので、施業計画を取りまとめるのが非常に困難。
- ・ 木材価格が低迷しており、管理費用を回収する見込みがないので、所有者の経営意欲が低下している。
- ・ 自分の山の境界線を把握していない所有者が増えている。
- ・ 人工林の間伐だけでなく、天然林の間伐も必要。
- ・ 輸送コスト等のハンディがあり、県外でも販売できる材(良い木材)には限りがある。また、県内は市場が少なく市場があっても流通量が少ないので買取業者が来ない。
- ・ 川上(森林整備や木材生産)だけでなく、川下(木材の加工・流通・利用)にも目を向けないと森林整備の良いサイクルは生まれない。
- ・ 都会の人と山村部を繋ぐ人材、山(森づくり)をデザインできるような人材の育成が必要。
- ・ 林業事業体も経営が厳しく人材育成するだけの体力がない。